

あなた と 都税

3月号

2019
(平成31年)
第591号

主税局イメージキャラクター
タックス・タクちゃん



今月の特集は

都税証明郵送受付センター開設!



4月1日から都税の証明等の郵送申請先が変わります!

23区の固定資産(土地・家屋)評価証明や都税の納税証明等を郵送にて申請される場合は、都税証明郵送受付センターへお送りください。

～平成31年4月1日からの送付先～

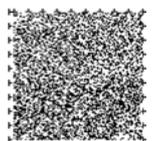
〒112-8787

東京都文京区春日1-16-21 都税証明郵送受付センター

都立の動物園・水族園

東京都には、明治15年に日本の動物園として初めて開園した恩賜上野動物園をはじめ、井の頭自然文化園、多摩動物公園、葛西臨海水族園、大島公園動物園の5つの都立動物園・水族園があります。各園の特徴に応じた整備を行い、人と動物がともに生きていくことの大切さを未来に伝える、魅力あふれる動物園・水族園を作っています。写真は、上野動物園のジャイアントパンダ・シャンシャン。

取り扱う証明や申請に必要なもの、手数料額等の詳細は、特集記事をご確認ください。



都税証明郵送

検索 🔍

都税の情報発信中!



Twitter アカウント
@tocho_syuzei



Facebook アカウント
東京都主税局

お問い合わせ先：所管の都税事務所・都税支所

教えて!

特集

タクちゃん

都税証明郵送受付センター開設!

都税証明郵送受付センターってなに?初めて聞いたよ。
どんなことをするところなんだろう?
今回は、4月に開設する都税証明郵送受付センターについてご紹介します。

Q1

都税証明郵送受付センターってどんなところ?

ノンちゃん



都税証明郵送受付センターって初めて聞いたけど、どんなところなのかしら?

タクちゃん



都税証明郵送受付センターっていうのは、これまで各都税事務所や支所で受け付けていた証明書等の郵送による申請を一箇所で受け付けて発行するところだよ。4月から開設されるんだって!あて先は次のとおりだから、4月からはここに送ってね。

～平成31年4月1日開設～

〒112-8787

東京都文京区春日1-16-21

都税証明郵送受付センター

Q2

都税証明郵送受付センターではどんな証明書が取得できるの?

ノンちゃん



都税証明郵送受付センターではどんな証明書が取得できるの?なんでも発行してくれるのかしら?

タクちゃん



一部の証明書と閲覧について受け付けているよ。下の表のとおりだから、確認してみてね。

<都税証明郵送受付センターで発行できる証明等>

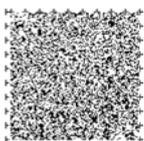
証明	閲覧
<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産(土地・家屋)評価証明書※ ・固定資産(土地・家屋)関係証明書※ ・固定資産(土地・家屋)物件証明書※ ・納税証明書 ・自動車税納税証明書(継続検査等用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地・家屋課税台帳※ ・土地・家屋名寄帳※

※23区内のものに限ります。

タクちゃん



上の表にない証明書等の取得を郵送で申請したい場合や公用照会、これまでどおり、所管の都税事務所や支所に申請してね。



Q3

申請に必要なものはなにがあるの?

ノンちゃん



申請にはどういうものが必要なのかしら?

タクちゃん



申請に必要なものは下の表のとおりだよ。これらを封筒に入れて、都税証明郵送受付センターに送ってね。

申請に必要なもの

- ①申請書(法人の場合、代表者印押印)
- ②手数料(定額小為替)
- ③返信用封筒(あて先を記入、郵便切手を貼ったもの)
- ④その他確認書類(下の表参照)

※「代表者印」とは、商業登記法第20条に規定する法務局等に提出した印(実印)です。

※申請書には必ず日中に連絡がとれる電話番号を記載してください。

タクちゃん



発行した証明書等は原則として、「都税の納税通知書送付先」や「都税事務所に届けている住所(本店又は主たる事務所の所在地)」に送るから、返信用封筒にはいずれかの住所を書いてね。

それ以外の住所への送付を希望する場合や代理人の方等が申請する場合は、下の表の書類が追加で必要になるから、注意してね。

申請される方	申請に必要な確認書類と送付先
本人	送付先住所が確認できる官公署が発行した書類 →当該書類に記載された住所に送付します。
相続人	①相続人であることがわかる書類(戸籍謄本等) ②被相続人の死亡の事実が確認できる書類(除籍謄本等) ③送付先住所が確認できる官公署が発行した書類 →当該書類に記載された住所に送付します。
法人の代表者	代表者の資格を証する書類 →当該書類に記載された支店所在地又は代表者の住所に送付します。
法人の従業員	①従業員証 ②所属する法人の支店所在地が確認できる官公署が発行した書類 →当該書類に記載された支店所在地に送付します。
代理人	①委任状、同意書、代理人選任届等【原本】 (委任者本人の自署、押印が必要です。委任者が法人の場合には、代表者印の押印が必要です。) ②送付先住所が確認できる官公署が発行した書類 →当該書類に記載された住所に送付します。

※法令等に基づく正当な理由を有する方(借地・借家人など)は、上記のほか、賃貸借契約書、強制競売申立書、訴状等が必要です(納税証明書を除く)。

※委任状、同意書、代理人選任届等を除き、写しを同封してください。



Q4

手数料はいくらかかるの?

ノンちゃん



証明書を取得するには手数料がかかるって聞いたんだけど、いくら必要なのかしら?

タフちゃん



証明書等の種類によって異なるよ。下の表で確認してね。

証明書等の種類	手数料額
・固定資産(土地・家屋)評価証明書 ・固定資産(土地・家屋)関係証明書 ・固定資産(土地・家屋)物件証明書	1件400円 ※ 1 2件目以降1件100円 ※ 2
・納税証明書	1件1税目につき 400円 ※ 3
・自動車税納税証明書(継続検査等用)	無料
・土地・家屋課税台帳	区ごと、種類ごとに 300円
・土地・家屋名寄帳	区ごと、所有者ごとに 300円

- ※ 1 土地1筆又は家屋1棟ごとに、それぞれ1件と数えます。
- ※ 2 1回の申請で同一種類の証明を2件以上申請された場合(ただし、同一の所有者で、かつ資産の所在が同じ区内のものを申請された場合に限りです。)
- ※ 3 同一税目についての数年度分の証明は1件となります。固定資産税・都市計画税は、あわせて1税目と数えます。また、法人の事業税・地方法人特別税、法人の都民税は2税目と数えます。

タフちゃん



手数料は過不足のないように送ってね! **手数料に過不足があると、証明書等を発行できない場合があるから**、注意が必要だよ。計算例を説明するから、確認してね。

<評価証明書・関係証明書の手数料計算例>

① A所有の甲区所在の土地2筆・家屋1棟の評価証明書を申請する場合	手数料 400円 + 100円 + 100円 = 600円 * 同一の所有者については、2件目以降、1件につき100円になります。
② A単独所有の甲区所在の土地1筆・家屋1棟と、A及びB共有の甲区所在の土地1筆・家屋1棟の評価証明書を申請する場合	手数料 1,000円 { A単独所有 400円 + 100円 A・B共有 400円 + 100円 * 所有者が異なる場合は、所有者ごとに1件目は400円かかります。 * 同一の所有者(納税通知書番号が同一である所有者)については、2件目以降、1件につき100円になります。
③ A所有の甲区所在の土地1筆と、乙区所在の土地2筆の評価証明書を申請する場合	手数料 900円 { 甲区 400円 乙区 400円 + 100円 * 同一の所有者の物件であっても、物件所在区が異なる場合は、区ごとに1件目は400円かかります。
④ A所有の甲区所在の土地1筆・家屋1棟について、評価証明書と関係証明書を申請する場合	手数料 1,000円 { 評価証明書 400円 + 100円 関係証明書 400円 + 100円 * 同一の所有者の物件であっても、証明書の種類が異なる場合は、証明書の種類ごとに1件目は400円かかります。

<土地・家屋名寄帳の手数料計算例>

① A単独所有の甲区と乙区の土地・家屋名寄帳と、A及びB共有の甲区の土地・家屋名寄帳を申請する場合	手数料 900円 { A単独所有(甲区) 300円 A単独所有(乙区) 300円 A・B共有(甲区) 300円 * 区が異なる場合は、区ごとに300円かかります。 * 所有者が異なる場合は、所有者ごとに300円かかります。
---	---

<納税証明書の手数料計算例>

① 固定資産税・都市計画税、不動産取得税の2税目について、納税証明書を申請する場合	手数料 400円 × 2税目 × 1通 = 800円
② 法人の事業税・地方法人特別税、法人の都民税の2税目について、2通の納税証明書を申請する場合	手数料 400円 × 2税目 × 2通 = 1,600円

タフちゃん



手数料額が分からない場合は、申請する前に都税事務所等に手数料額を確認して、過不足のないよう定額小為替を送ってね。都税事務所等に問い合わせるときは、納税通知書が手元にあるとスムーズだよ。

Q5

申請するときに注意することはあるの?

ノンちゃん



都税証明郵送受付センターに証明書の取得を申請してみようと思うんだけど、注意しておいた方がよいことはあるかしら?

タフちゃん



郵送での申請の場合は、お届けまでに**概ね1週間程度**かかるよ。

また、繁忙期、申請書に不備がある場合、必要書類に不足がある場合などは、お届けまでに1週間以上の期間がかかることがあるから、注意してね。

4月からは、平成31年度の固定資産(土地・家屋)評価証明書等が取得できるようになるから、申請書には取得したい年度の記載漏れがないようにしてね。

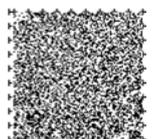
都税に関する各種様式は
主税局ホームページで取得できます!

都税証明郵送受付センターの詳細や申請書などの都税に関する各種様式は、主税局HPに掲載しております。

ぜひご活用ください!

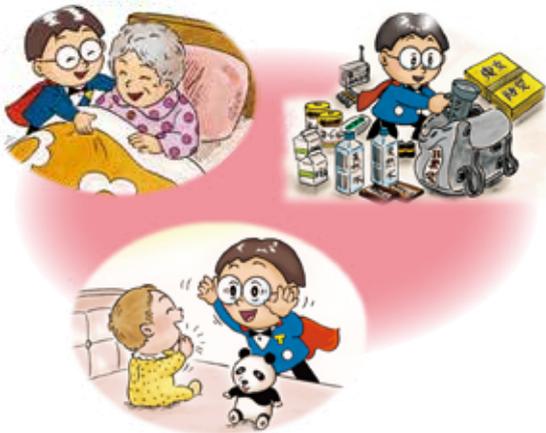
都税証明郵送

検索



みなさんに税をお伝えするために!

タクちゃんはがんばります!



みなさまに「税」をご理解いただくためには、「税」がどのようにみなさまの生活に役立っているかをしっかりとお伝えしなければなりません。

タクちゃんは、税がみなさまの身近な生活に使われていることをお伝えするため、都税が使われるいろんな場面に登場しています。たとえば、みなさまが関心の高い防災対策や、保育・介護などの福祉関係といった様々な事業をタクちゃんは紹介しております。

みなさまが、タクちゃんを通じて、東京都の様々な事業について知っていただけると嬉しいです。

お知らせ

自動車の移転・廃車手続はお済みですか?

自動車税は、毎年4月1日現在、自動車検査証(車検証)に記載されている所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税されます。

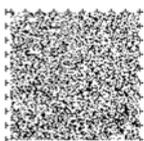
自動車を譲渡したときは移転登録、廃車したときは抹消登録の手続が必要です。管轄の運輸支局または自動車検査登録事務所で3月末までに手続をお済ませください。

☎ 東京都自動車税コールセンター
☎ 03-3525-4066(平日9時~17時)

自動車税住所変更届の電子申請

引越しをしたときは、管轄の運輸支局または自動車検査登録事務所で自動車の住所変更登録の手続が必要です。手続が遅れますと、自動車税の納税通知書が届かないなどのトラブルの原因となります。

やむを得ず手続が遅れる場合は、電子申請や電話で納税通知書の新しい送付先住所をお知らせください。



都政はみなさまからの貴重な都税に支えられています。
「都民ファーストでつくる『新しい東京』~2020年に向けた実行プラン~」(都庁総合HP <http://www.metro.tokyo.jp/> からご覧いただけます。)では、都の主要政策を紹介しています。



※紙バブル配合率70%再生紙使用
石油系潤滑剤を含まないインキ
を使用しています。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

- 前年に納税義務があった場合
 - 事業所等の合計床面積が800㎡を超える場合または合計従業者数が80人を超える場合
- ☎ 所管の都税事務所の事業所税班

★ご案内

4月から固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます(23区内)

平成31年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方は、所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格などが記載された縦覧帳簿がご覧になれます。

- ・期間: 4月1日(月)から7月1日(月)まで(土・日・休日を除く)
 - ・時間: 9時~17時
 - ・場所: 土地・家屋が所在する区にある都税事務所
- 納税通知書は6月3日(月)に発送予定です。

☎ 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

●編集後記

皆さまも成長したシャンシャンに会いに行ってみてはいかがでしょうか。(M)

東京都主税局総務部総務課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
電話 03-5388-2924
印刷番号(29)72 平成31年3月1日発行